

○総務省令第四十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十日

総務大臣 原口 一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項第二号を次のように改める。

- 二 超広帯域無線システムの無線局（必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が〇・〇
〇一ワット以下の無線局のうち、屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて三・四GHz以上
四・八GHz未満若しくは七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの又は無線標定業
務を行うことを目的として自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局であつて二四・二五GHz

以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するものをいう。以下同じ。）の送信設備

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の日から平成二十八年十二月三十一日までの間、この省令による改正後の施行規則第四条の四第二項第二号中「二四・二五」とあるのは「二二」とする。